

# 社団法人韓国成年後見支援本部 との学術交流会（報告）

日付：2018年7月19日（木）から7月22日（日）

場所：静岡県

**2018年7月19日（木）から7月22日（日）に、大韓民國（以下「韓国」といいます。）の社団法人韓国成年後見支援本部（以下「韓国成年後見支援本部」といいます。）と学術交流を行いました。**  
**韓国成年後見支援本部は、当法人に倣い、2011年6月に大韓法務士協会により設立されました。**

**当法人と韓国成年後見支援本部とは、2013年に締結した友好協定により2年に一度学術交流会を行っており、2014年と2016年に続き今回が3回目の学術交流会になります。**

**全5回にわたって交流事業の模様についてお伝えします。**

# 第1回 社会福祉法人藤枝市社会福祉協議会との交流事業

(報告者) 静岡支部 青島 英一郎

7月20日(金)、韓国成年後見支援本部の皆様を社会福祉法人藤枝市社会福祉協議会(以下「藤枝市社協」といいます。)にご案内しました。藤枝市は静岡市に隣接し、人口は約14万5千人です。市も社会福祉協議会も成年後見制度の利用促進に積極的に取り組んでいるため、後見の現場と利用促進の具体的な取組について知っていただきたいという趣旨から、今回訪問していただくことになりました。

まず、藤枝市福祉政策課の風間邦男氏より藤枝市における成年後見制度利用促進に向けた取組について次のような説明がされました。

1. 藤枝市における10年前と現在の人口構成の変遷によれば、成年後見制度の対象となる方が増加していることがわかる。それにより専門職後見人の供給が間に合わない事態が予想され、市民後見人の養成が必要となる。自治体にはその義務があり、成年後見制度の啓発と体制整備を一体として行うことにしている。
2. 藤枝市では高齢者と障害者とは別の部署で担当していたが、総括的に担当する福祉政策課を設置した。また、平成27年7月には藤枝市成年後見支援センターを開設し、成年後見制度に関する相談、広報・啓発、市民後見人の育成等の運営事業を藤枝市社協に委託した。

続いて、藤枝市社協成年後見係の大塚江梨華氏より、社会福祉協議会とはどのような組織なのか、藤枝市社協が行っている法人後見事業や市民後見人育成事業、日常生活自立支援事業がどのようなものなのか、またそれぞれの事業における受任状況について説明がされました。

これらの説明に対し、韓国成年後見支援本部からは下記のような質問や意見が出されました。

- ・韓国でも地域福祉計画を策定するが、そこで成年後見制度の利用促進に言及されることはほとんどない。
- ・韓国でも成年後見制度の広報活動に力を入れるべきである。それにより韓国に後見が根付いていくことを願っている。
- ・法人後見を受任している社会福祉協議会の職員が、個人的に別の後見事件を受任するケースがあるのか。
- ・「日常生活自立支援事業」は韓国にはなく、成年後見制度の利用対象とはならない状態の方の支援としてよいと考えている。
- ・市民後見人養成講座の受講者の内訳を教えてください。また、長い研修を耐えてもらうためにどういった工夫をしているのか。

このほかにも多くの質問がなされ、終了予定時刻を大幅に超える盛り上がりでした。韓国には社会福祉協議会のような組織がないため、社会福祉協議会の事業について興味を持たれたようでした。お互いの制度、組織、課題に触れることができ大変意義深い交流でした。最後に全員で記念撮影をし、藤枝市社協を後にしました。

## 第2回 関係機関との交流事業

(報告者) 静岡支部 山内 将矢

7月20日(金)、午前中の社会福祉法人藤枝市社会福祉協議会との交流事業を終え、午後は舞台を静岡県司法書士会館に移して、学術交流会を開催しました。

前半は、「静岡家庭裁判所における成年後見関係事件の概況、取扱状況について」と題して、静岡家庭裁判所家事訟廷管理官の服部康治氏にご講義いただきました。本講義では、全国平均と比した静岡県の特徴や、全国に先駆けて始まった後見制度支援預金の話のみならず、これまでの家庭裁判所の後見制度運用上の問題、成年後見制度利用促進を図る上での家庭裁判所の役割、利用者が大幅に増えた場合の問題(候補者給源確保、監督の在り方)についても言及がありました。韓国成年後見支援本部からは、①後見制度支援信託ないし後見制度支援預金、②後見人による不正行為の事後処理についての質問がありました。韓国では信託に高額の手数料がかかるので、後見制度支援信託の仕組みはあまり利用されていないとのことでした。

後半は、「成年後見制度利用促進に向けた機関の立ち上げと体制整備～県、県社協、家裁の連携と役割分担について」との議題で、静岡県健康福祉部福祉長寿局地域福祉課の牧野奈津美氏、社会福祉法人静岡県社会福祉協議会生活支援部権利擁護課の天野靖子氏、静岡家庭裁判所の服部康治氏の御三方(「仲よし三人組」)にご講義いただきました。この三機関に加え、当法人及び弁護士会並びに社会福祉士会の専門職が相互に連携して、各市町の自治体及び社会福祉協議会に働きかけ成年後見利用促進の取組を進めていることは、皆さんご存知のことと思います。韓国成年後見支援本部からは、①どのようにして市町も同じ方向に進むように舵取りしているのか、②関係機関が連携して行っているこれらの取組は、法的根拠に基づくのか、それとも任意(自発的なもの)なのか、といった質問がありました。また、ソウルの家庭法院を中心に金融機関もメンバーに入れた協議体を構成して制度定着を図っているが、日本の取組が大変参考になったとの感想も聞かれました。

成年後見制度に携わる人の現場目線からの質問は、制度をより良きものに進化発展させたいという思いの表れであると思います。そのような共通の目標を持つ日本と韓国の当事者が互いに学び合う本交流事業の意義を理解することができました。

## 第3回 歓迎晩餐会

(報告者) 静岡支部 御室 和子

7月20日(金) 17時30分から19時30分まで、ホテルアソシア静岡15階ベラピスタにて、歓迎晩餐会が開催されました。一行は、午前中、社会福祉法人藤枝市社会福祉協議会きすみれを訪問視察し、午後は静岡県司法書士会館にて、「静岡県における成年後見制度利用促進に向けた体制整備」の現状について、説明報告、質疑応答といった過密なスケジュール後の懇親会でした。

西川浩之専務理事の司会により、矢頭範之理事長の挨拶、続いて、来静された4名、嚴徳洙(オム・ドゥス)理事長、李京俊(イ・キョンジュン)常任理事、李忠禧(イ・チュンヒ)常任理事、徐裕景(ソ・ユギョン)法務士のご紹介がありました。嚴徳洙理事長は挨拶の中で「韓国は2017年8月に老人人口の割合が14%を超える『高齢社会』に立ち入った。日本はすでにほぼ倍であり、韓国の成年後見制度は日本に遅れている。このような機会を活かしてさらに進化させていきたい。」と述べられました。

山竹葉子常任理事の、翻訳機能を使っての乾杯の音頭、夕暮れ迫る静岡の景色に包まれて一気に和やかな雰囲気での会食が始まりました。静岡支部増田真也会員が用意した「大たい焼き」が披露されるなど、各テーブルでは食事を楽しんでいたなかで交流が深められたと思います。

### 【懇親会出席者】

〔韓国成年後見支援本部〕

嚴徳洙理事長、李京俊常任理事、李忠禧常任理事、徐裕景法務士

〔静岡家庭裁判所〕

服部康治静岡家庭裁判所家事訴訟管理官

〔当法人本部〕

矢頭範之理事長、川口純一副理事長、西川浩之専務理事、

山竹葉子常任理事

〔静岡支部〕

澤本裕貴支部長、青島英一郎副支部長、鈴木信宏副支部長、

金子伸也副支部長、山内将矢地区幹事、小林久晃地区幹事、

岩田州生地区幹事、増田真也会員、見城美妃会員、御室和子財務



## 第4回 学術交流（第1部）

（報告者）静岡支部 望月 路子

7月21日(土)、静岡県司法書士会館において、以下の講演内容による学術交流会が開催されました。

### 〔プログラム〕

#### 第1部 韓国成年後見支援本部 講演

- |                     |                         |
|---------------------|-------------------------|
| 1. 韓国成年後見制度の現状と課題   | 嚴徳洙 理事長                 |
| 2. 法人後見の現状と課題       | 李忠禧 常任理事（法人後見センター長）     |
| 3. 知的障害者の成年後見の支援と争点 | 李京俊 常任理事（中部大学校保健福祉学部教授） |

#### 第2部 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 講演

- |  |           |
|--|-----------|
| 1. 成年後見制度利用促進基本計画の概要                                 | 川口純一 副理事長 |
| 2. 「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」について             | 矢頭範之 理事長  |
| 3. 「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」案について | 西川浩之 専務理事 |

第1部は、韓国成年後見支援本部による韓国の成年後見制度についての講演でした。

韓国の現行の成年後見制度は、成年後見法施行から5年を経過したそうです。韓国も日本に続いて高齢化が進んでおり、2017年8月には人口に対する65歳以上の割合が14%を超えたとのことでした。韓国では、法務士などの専門職後見人よりも親族後見人が圧倒的に多く、また公共後見人（日本でいう市民後見人）のほうが、専門職後見人より多いということでした。社会背景や経緯が違うとはいえ、日本より進んでいる部分だと感じました。

続いて、法人後見について講演がありました。韓国でも法人が成年後見人となることができ、メリットがあるということでした。韓国では、法人後見人候補者が家庭裁判所により選抜されており、昨年11月時点で合計19法人が選ばれているそうです。

韓国成年後見支援本部による最後の講演は、知的障害者の成年後見についてでした。印象に残った内容は、被後見人の権利擁護と成年後見制度が相反する点についての問題提起でした。成年後見制度によりかえって被後見人の権利がないがしろにされたり、利益が相反したりすることのないような配慮が必要だという内容でした。

この後、日本側からの質疑と、それに対する応答となりました。

（次ページへ続く）

## 第4回 学術交流（第2部）

（報告者）静岡支部 望月 路子

第2部は、当法人から日本の成年後見制度利用促進に関する動き及び関係法律に設けられた成年被後見人等の権利制限に関する条項を廃止する動きについての講演がありました。

一つ目は、成年後見制度利用促進法と成年後見制度利用促進基本計画の概要という内容で、各地域において従来の医療福祉関係の連携にとどまらず、新たに司法も含めた地域連携ネットワークの仕組みづくりと構築の必要性についてなどの話でした。

二つ目の講演は、『地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き』（以下「手引き」といいます。）についてでした。手引きは、これから本人を支援するための体制を整備する自治体等に、取組の開始に際して参考にしてもらうために作成され、支援体制の中核を担う自治体の役割や支援の流れについて示したものです。手引きの内容について詳しい解説がありました。

三つ目は、いわゆる成年被後見人等に係る欠格条項の見直しについての内容でした。成年被後見人等だからというだけで画一的に欠格条項に該当させることにより、本人を支援するはずの仕組みを利用したことにより本人の権利が侵害されることとなる法律構成は見直すべきであるという趣旨でした。

この後の質疑応答では、韓国側から大変活発に質問が寄せられ、その熱心さが伝わるものでした。

同じような成年後見制度であっても、韓国と日本では法律やシステムの違いにより問題は様々ですが、どちらの国の法律家も本人の権利を守り、支援することを大切に考えていることは同じであると感じました。

余談ではありますが、通訳者の力の大きいことを感じずにはいられない学術交流会でした。

## 第5回 静岡観光

(報告者) 静岡支部 海野 知子

交流事業の最終日は、「危険な暑さ」と形容される35℃の気温の中、韓国成年後見支援本部の4人のゲスト（巖徳洙理事長、李京俊常任理事、李忠禧常任理事、徐裕景法務士）、当法人本部の西川浩之専務理事、山竹葉子常任理事、静岡支部の増田真也会員及び当職が静岡市の観光地を巡りながら、更に交流を深めました。以下、その交流について簡単にレポートします。

1. マイクロバスでホテルアソシア静岡を9時50分に出発。まず、日本平経由で久能山東照宮に向かいました。久能山東照宮は最初の東照宮で、徳川家康の遺言により、死後も江戸の幕府を守るために、遺体を西向きに埋葬されたといわれています。

私は韓国語がほぼわかりませんので、歩きながら英語で李京俊常任理事と李忠禧常任理事に話しかけました。拙い英語でしたが、そこはお互い理解し合おうという思いやりの気持ちのおかげか、笑顔で受け止めていただき、お互いに楽しく、気持ちの良い会話が出来、お互いを近くに感じる事ができました。

下山途中、巖徳洙理事長のご厚意で、神楽殿内で抹茶と落雁をいただきました。開け放たれた神楽殿の中にずっと風が吹き抜け、心地よい気持ちになりました。

2. 久能山東照宮博物館。徳川家等の寄進による文物が収蔵されており、歴代将軍の武具、甲冑やスペイン国王から家康に贈られた時計などがありました。

3. 再び、ロープウェイで日本平に戻りました。日本平は駿河湾の沿岸近くにある有度山の山頂とその一帯を指しますが、ここからは富士山や伊豆半島が駿河湾越しに望め、眼下には三保の松原や清水港と清水区の街並みが広がり、夜景スポットにもなっています。そんな名所での昼食は月日星レストランでの寿司バイキングでした。お寿司はもちろん、桜エビ、生しらす、静岡おでん、等々を楽しみました。

(次ページへ続く)

## 第5回 静岡観光

(報告者) 静岡支部 海野 知子

4. レストラン下の土産物店で、韓国成年後見支援本部のゲストの皆さんに人気だったのは桜エビを使ったお菓子でした。爆買いとまでは申しませんが、お土産にと、たくさんお買い上げになりました。
5. 午後のひととき、日本平の茶畑で茶摘み体験をしました。かなりの直射日光の中でのアクティビティに備え、増田真也会員が傘を3本も用意してきてくださり助かりました。菅笠をかぶった巖徳洙理事長、シルクロードの民の様にターバンを巻いた山竹葉子常任理事、皆さん様々なスタイルで茶摘みを楽しみました。本来ならば富士山が茶畑から見えるはずでしたが、あいにく、茫と山頂がかすかに見えたのみでした。その後、お茶の葉の天ぷらをいただき、緑茶と玄米茶、お茶ようかんも試食をしました。韓国成年後見支援本部のゲストの皆さんは好奇心旺盛で、ここでも積極的に初体験を満喫されていました。
6. 日本平を後にバスは有度山を清水方面に下り、駿河湾沿いの国道150号線をしばらく走り、先ほどまで楽しんでいた久能山東照宮の石段（下から上ると1159段あるそうです）があんなに高いところにあったことに驚きつつ、静岡駅に向かいました。
7. お土産に日本の菓を入手したいとの御要望があったので静岡駅構内の薬局にご案内。キャベジン、目薬、ピップエレキバンなどの買物をお楽しみになりました。もちろん、薬局での買物の免税の手続きも怠りなく済ませました。
8. さらに、静岡駅構内でお土産を見てまわられました。
9. 15時20分、いよいよ、韓国成年後見支援本部のゲストの皆さんは静岡の参加者とはここでお別れです。お互いに手を握り合って感謝の言葉を交わして、名残を惜しみつつ、手を振ってお別れをしました。  
異国の人ととの交流は人と人との素のふれあいであり、共通する部分もあり、異なる部分もありますが、総じて、お互いに色々な面を知ることであり、楽しい一日を過ごすことができました。